



げくうほうのういち

外宮奉納市 参加要項

伊勢商工会議所

目次

■ 「外宮奉納市」概要	1
■ エントリー手順とエントリーシートの書き方	2
■ 市の設営について	4
■ 申込書について	6
■ 外宮奉納市諸費用について	8
■ 会場案内・お問い合わせ先	10
■ 「伊勢神宮外宮奉納市」への参加規約	11

【個人情報の取り扱いについて】

皆様からご提供いただいた個人情報については、伊勢神宮外宮奉納・外宮奉納市に関する利用目的以外には一切使用いたしません。

「外宮奉納市」 概要

【 外宮奉納市について 】

外宮奉納市は、過去3年以内に、伊勢商工会議所の主催する『外宮奉納』に参加された方のための市となります（年に2回程度、それぞれ2日間開催）。※応募多数の場合は、伊勢商工会議所 外宮奉納委員会で出店者を調整させていただきます。

外宮奉納の際、伊勢商工会議所 伊勢神宮外宮奉納 HP よりエントリーシートをダウンロードし、必要事項のご記入及び最寄りの商工会議所・商工会の推薦を受けた上、伊勢商工会議所に提出してください。

外宮奉納市では原則として、奉納した品等を奉納事業所自身で販売して頂いております。ただし、自社製造の食品（プライベートブランド商品含む）であれば、事前にエントリーシートにて申請のうえ、伊勢商工会議所 外宮奉納委員会の許可を受けて販売することができます。

奉納市に出品する商品は、奉納品同様、コピー商品など他社の利益を害する物はお断りいたします。法令を遵守し、正直を推奨する『外宮奉納』参加者として品位を損ねることのないよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、外宮奉納ブランドを守り、他奉納事業所の権利を守るため、奉納・奉納市に参加後であっても、上記に外れると判断された事業所については、査問委員会に諮り、奉納者リストより除名させて頂くことがある旨、予めご理解ください。



【 奉納証マークについて 】

伊勢商工会議所を通じて、伊勢神宮外宮に奉納されたことを確かに見届けたという証として発行しております。シールは幅 30mm と幅 40mm の大小 2 種類で耐水加工シール（ユポタック # 80）となっております。奉納年の入ったシールをお買い求めください。

なお、販売は奉納年から 5 年以内です。

また、包装紙やパンフレットへのマーク印刷への対応もしております。奉納証マークを印刷される事業所様は毎年奉納することで、奉納年の記載を省略することができます。

※奉納証マークの印刷の申請に関しましては、直接、事務局へお問い合わせください。



※奉納証マークは、伊勢商工会議所の許可なくホームページ・パンフレット等に無断転写することを固く禁じます。

1. エントリー手順

① 当参加要項と外宮奉納 HP に目を通して、「外宮奉納」「外宮奉納市」の内容を理解する。

<外宮奉納市HP> <http://www.ise-cci.or.jp/hounouichi/>

② 外宮奉納 HP よりエントリーシートをダウンロードして、必要事項を記入し提出する。

③ 伊勢商工会議所 外宮奉納委員会において調整後、連絡いたします。

出店ブース数に限りがあります。応募者多数の場合は調整となりますので、ご了承ください。

※ 外宮奉納市のみ出店の場合は、所属団体の会員確認（推薦）は不要です。

※ 直接伊勢商工会議所までエントリーシートを送付ください。

【 外宮奉納市エントリーシートの書き方 】

Page 1 (R02/02)

伊勢神宮「外宮奉納」及び「外宮奉納市」 審査用エントリーシート
(「一々記入された場合は、お手数ですが、メールにてWord形式でも送付願います。）」

※ エントリー項目及び希望日をご記入下さい。

【奉納希望日】 令和 年 月 日 ()

【奉納市出店希望日】 令和 年 月 日 () - () 日 ()

※奉納日・奉納市出店につきましては調整させて頂く場合がございますのでご了承ください。

【貴社情報】 過去の奉納回数 () 回 / 前回奉納 年 月 日

事業所	事業所名	座号 <small>(※必須の場合のみ記入)</small>
	代表者名	代表者 役職名
	住所	
	TEL () - () - ()	FAX () - () - ()
	HPアドレス	
	代表E-mail	
担当者	氏名	所属・役職
	携帯電話	担当E-mail
	住所 (上記と異なる場合)	
奉納予定品名 (3種類まで)	1. _____	
	2. _____	
	3. _____	
奉納予定品 画像	写真又は現物を伊勢商工会議所まで郵送願います。 <small>(コピー用紙へのプリント又はメールでの画像添付でも可)</small>	
	<small>※初期の場合は、貴社の事業内容のわかる資料(会社案内・パンフレット)等の添付をお願いいたします。 ※外宮奉納市出店だけの場合、所属団体の推薦は不要です。</small>	
【所属商工会議所(商工会)会員権認 欄】 上記事業所を伊勢神宮外宮奉納に推薦いたします。		
令和 年 月 日		
商工会議所・商工会 役職: _____ 氏名: _____ 印		
推薦団体ご担当者 (_____ 様 担当: _____ TEL: _____)		

<エントリーシートについて>

「外宮奉納市」は、伊勢商工会議所の主催する

「外宮奉納」をされた方のための市です。

過去3年以内に奉納された奉納事業者の方々が、出店エントリー可能。外宮奉納市は出店ブース数に限りがあります。応募者多数の場合、調整となりますので予めご了承ください。

<奉納市出店希望日について>

出店希望日をご記入ください。

<前回奉納日について>

過去何回奉納したのか、前回はいつ奉納したのかをご記入ください。今回が初回の場合は、括弧内に「初」とご記載ください。

<貴社情報について>

奉納のエントリーシートと一部重複しておりますが、両方参加を希望される事業所は、両方ご記入をお願いします。

Page 2 (R02/02)

【奉納市販売予定商品リスト】

【出店注意事項】「外宮奉納市」は、伊勢商工会議所主催の「外宮奉納」をされた方のための市です。過去3年以内に奉納された事業者の方が、市の出店にエントリーすることができます(応募者多数の場合抽選となります)。外宮奉納市では「奉納品」と同じ品を販売して頂きます。また、事前に販売希望リストを提出し、当所が販売を許可した奉納品以外の自社製品は、奉納品と共に販売することができます(販売責任のある商品も販売可)。正直を旨とする神宮の名を冠する市ですので、ご理解頂きますよう、宜しくお願致します。なお、**奉納品以外の商品も販売する際は、お客様が奉納品と識別できるように、「奉納証シール」を必ず貼って區別してください。**

※ 市にて販売する可能性のある商品は、全てご記入願います。
 ※ 単価・包装方法の異なる商品は、それぞれについてご記入下さいようお願い致します。
 例) クッキー(箱/ピン) … (¥350/¥500) など
 ※ 写真又は現物を伊勢商工会議所まで郵送願います。(コピー用紙へのプリント又はメールでの画像添付でも可)

奉納市出店希望ブース数 () ブース	1ブース=半デント(開口約2.7m×奥行約2.7m)を2日間 出店料:1ブース15,000円		
奉納品			
商品名	価格	商品写真	備考
		写真又は現物を郵送願います。 <small>(コピー用紙へのプリント又はメールでの画像添付でも可)</small>	
奉納品以外			
		写真又は現物を郵送願います。 <small>(コピー用紙へのプリント又はメールでの画像添付でも可)</small>	

【奉納市チラシ記載用記入欄】 ※外宮奉納市チラシ作製にあたり、下記事項をご記入ください。

事業所名 (又は屋号)	記載希望商品

記載可能文字数は、全角15文字までが目安です。文字数がこれを超える場合はご相談ください。

【審査後の流れ】
 当所「外宮奉納委員会」にて内容確認の上、審査結果通知を送付いたします。
 その後、申込書等に必要事項をご記入頂き、当所へお送りくださいようお願い申し上げます。

【参考までにご記入ください】
 当外宮奉納事業へのご参加は、
 ① ご紹介 (事業所名: _____) (所属商工会議所(商工会) _____)
 ② 伊勢商工会議所のホームページを見て
 ③ その他 (_____)

<市販売予定商品リストについて>

原則、奉納品を販売するための市になります。但し、当エントリーシートで事前に申請して頂き、当所委員会にて許可された奉納品以外の自社製品(プライベートブランド商品含む)は、販売可能です。その際は、**お客様が奉納品と区別がつくよう、奉納品に「奉納証シール」を必ず貼付ください。**

事前申請のない商品は、当日販売を許可することができませんので、あらかじめ販売の可能性のある商品は奉納品、奉納品以外に分けて全て申請してください。備考欄には、商品の受賞歴、取得資格、規格などをご記入ください。

<外宮奉納市チラシ記載記入欄について>

奉納市のチラシを作成するにあたり、裏面に事業所名、取り扱い商品を記載させて頂きます。

記載可能文字数は、10文字前後が目安です。文字数に限りがありますので、記載して欲しい商品に絞ってご記入ください。文字数が全角15字を超える場合はご相談ください。

- ④ 参加の可否が決定したら、伊勢商工会議所より審査結果通知が届きます。そこで、改めて詳細について記載した申込書を伊勢商工会議所まで提出してください。

2. 市の設営について

(1) テントの仕様とレイアウトについて

1ブースは、テント半スペース（2.7m×2.7m）となります。

1ブースにつき、長机（180cm×45cm）2本・パイプ椅子2脚・テーブルクロス1枚がセットとなります。

市の出店場所については、諸条件（電源等）を考慮の上、外宮奉納委員会で決定し、事前にお知らせします。

※レイアウトは、当日、変更になる場合もございますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

(2) 市の準備と片付けについて

< 前 日 >

前日午後4時に会場の準備が整います。但し、前日からの備品の管理は自己責任となります。夕方から翌朝まで、テントの足は折り、当所スタッフは不在となりますのでご注意ください。

※販売商品の事前送付はご遠慮願います。

< 初 日 >

初日の市の設営は、午前8時以降にお願いします。奉納を同日にされる事業所様は、必ず市の準備を行う専用スタッフ1名以上の手配をお願いします。※外宮奉納終了時間が奉納市の開始時間（10：00）前後になることがあります。

販売商品を現地にお送り頂く場合は、当日午前8時以降着の時間指定の上、下記の住所をお願いします。

〒516-0074 三重県伊勢市一志町5 北御門広場 外宮奉納市会場 （+貴社名）
※電話番号欄には貴社ご担当者様のお名前と、現地で連絡が取れる方の携帯電話の番号をご記入ください。

商品の追加発注をされる際も、上記の住所宛をお願いします。

終了時は、長机の足を折り、その上に畳んだパイプ椅子と白布を置いてください。当所スタッフがテントの足を折り、翌日午前7時まで警備員1名を手配します。

※2回目以降、奉納市に参加される事業所様は必ず屋号看板をお持ちください。

※備品・商品を入れたままにする場合は自己責任をお願いします。

※ブースの場所により、テントをたたまずにブースの周りを透明幕で覆う場合があります。

< 2日目 >

2日目も、午前8時より準備して頂けるようにテントを設営します。市終了後に備品や残りの商品等を宅配便で送る場合に手配が必要でしたら、必ず事前に事務局までご相談ください。

※依頼から集荷までに最短2時間程度かかります。

(3) 電気製品使用許可申請について

北御門広場での電気使用量には限りがあります。フライヤーなど電気でもガスでも対応できるものにつきましては、できる限りガスでの対応をお願いします（電気使用量の軽減にご協力ください）。なお、どんな小さな物でも、申込書にて事前に申告をお願いします。当日、申告以上の電気容量を使用されてブレーカーが落ちた場合、他店にも迷惑をかけることとなりますので、絶対に使用しないでください。（それにより他店に損害が出た場合、相応の保証をお願いする場合もございます。）また、必要なレンタル品（調理器具、TV モニター、プロパンガスなど）の手配は可能な限り対応させていただきますので、1 か月前までにご相談ください。フライヤーをご使用される場合は養生等の準備をお願い致します。

(4) 営業許可申請について

外宮奉納市において飲食物を調理、加工して販売する場合は伊勢保健所の許可もしくは届出が必要です。また、飲食物によっては取り扱う事ができない事もあります。

<品目について>

- ・ 扱うことのできる品目は、調理工程が単純かつ、提供直前に**加熱したものです**。
- ・ その工程が「揚げる」「焼く」「蒸す」「煮る」のいずれか **1店舗につき1工程のみになります**。

例) 加熱調理の後に「冷やす」等の1工程が必要な場合は許可がありませんのでご注意ください。

<注意事項>

- ・ 伊勢保健所管内の事業所様は各自にて申請をお願いします。
- ・ 遠方の事業所様は、伊勢商工会議所が代行して申請を行いますので、申込用紙にご記入ください。
申込用紙を受取り次第、必要書類を郵送させていただきます。
- ・ 営業許可申請料は **2,500 円**（実費証紙代）です。※令和 5 年から価格変更

(5) スタンプラリー抽選会について

外宮奉納市では、奉納事業所の PR と外宮奉納市の中でお客様の回遊とお買い回りを促進するため、スタンプラリー抽選会を企画しております。

つきましては、大当たりとして貴社の商品をご提供頂きたくお願い申し上げます。市は2日間開催予定で、毎回約 2,000 名のお客様が抽選に参加される企画となります。提供商品の金額や個数は、各事業所にお任せしておりますが、差支えなければ2日分ご提供頂ければ幸甚に存じます。伊勢商工会議所からは、小当たりとして外宮奉納市オリジナル景品または、外宮奉納市内で使用できるお買物券（100 円）と、未賞のポケットティッシュを準備しております。商品のご提供は、申込書の指定の記入欄にご記入ください。

奉納に参加される事業者の方々には、奉納品を前日着で伊勢商工会議所まで郵送される際に「抽選会景品」と表示のうえ、ご同梱ください。

奉納市のみ参加される事業者の方々には、当日に景品を抽選会場までお預けください。

< スタンプラリーのルール >

外宮奉納市当日、貴社のブースにスタンプとチラシとマニュアルをお預けします。1店舗につき、お買い物金額 **300 円以上**で、**1つスタンプを押印**。3店舗でお買い物スタンプを集めると抽選会に参加することができます。

抽選会場は外宮奉納市会場内にあり、ガラポン機を回して当たり玉が出た方には、更に三角くじを引いていただきます。



3. 申込書について

申込書は、外宮奉納に参加される方と、外宮奉納市に参加される方の併用になります。
 外宮奉納市に初めて参加される方は、奉納が必須となりますのでご注意ください。

【 外宮奉納及び外宮奉納市 申込書 】

Page 1 (R02/02)

伊勢神宮「外宮奉納」及び「外宮奉納市」申込書
(宇一タ入力された場合は、お手数ですが、メールにてWord形式でも送付願います。)

推薦団体	商工会議所・商工会		担当:	TEL:
事業所	事業所名	[印字]	番号	[印字]
	代表者名	[印字]	代表者	役職名
	住所	[印字]	〒	
	TEL	() - () - ()	FAX	() - () - ()
	HP/FAX	代表 E-mail:		
担当者	氏名	所属・役職		
	携帯電話	担当室 E-mail		
住所 (上記と異なる場合)				
当日緊急連絡先	担当:	TEL:		
駐車場	不要 / 要 ⇒ (枚)			

【 令和 年 月 日 奉納 】 外宮奉納を希望される場合はご記入ください。

奉納参加者数	名		奉納市	
	名	名	名	名
奉納品	奉納品名	数量	数量	小計
	1.			
	2.			
奉納参加費	1.			
	2.			
	3.			
合計				円

※奉納品は合計で重量1.5kg以上を制限し、1.5kg未満の奉納品は、奉納市当日に奉納する品上、奉納市当日、奉納市当日(午後5時50分)まで、500円(送料)を事前に手に持った奉納品としてご記入ください。(奉納品別)

分類番号をご記入ください。
 1-食品類、2-雑貨類、3-日用品類、4-加工品、5-調味料、6-酒類、7-菓子類、8-その他

次ページへ

< 申込書の記入 >

事業所名等をご記入ください。外宮奉納を希望される場合は太枠内も記載をお願いします。

※奉納の申し込み詳細は、「外宮奉納参加要項」をご参照ください。

Page 2 (R02.02)

事業内容 (200文字以内) 【印 用紙】 事前に奉納された実績のある方は、ホームページの更新が必要な場合があります。ご記入ください。	(外宮奉納ホームページ「奉納業者の事業内容」に記載)
お客様へ向けてのメッセージ文 (300文字程度) 【印 用紙】 事前に奉納された実績のある方は、ホームページの更新が必要な場合があります。ご記入ください。	(外宮奉納ホームページ「奉納業者より」に記載)

【 令和 年 月 日 ・ 日 奉納市 】 外宮奉納市を希望される場合はご記入ください。

奉納品 ※奉納市会場にて商品の紹介をさせていただきます。商品について下記にご記入ください。		
商品名	価格	商品説明
1		
2		
3		

奉納品以外		
1		
2		
3		
4		
5		

次ページへ

<市販商品説明について>

奉納市当日に MC がお店を回り、皆様の商品の紹介などをさせていただきます。その際、商品について PR したいこと等をご記入ください。

Page 3 (R02.02)

【手数料計算表】ご希望の箇所へ○印もしくは☑を入れてください。

奉納手数料 奉納品等必須	不要 / 要 ¥28,000 ※知里料、御神奉納、御田内特別御神奉、感謝台木札(自札)、半紙(自札)、伊勢御膳料(伊勢、写真ダンクD-8)、事務手数料 などを含む ※半紙は代表者のみ費用(自社オリジナル半紙の費用はできません)。	¥	①
奉納額 又は 奉納ホルダー	不要 / 要 □ 額 (¥15,500) □ ホルダー (¥13,000) ※金額の順(伊勢市記入)又は、金額のホルダーに神宮御膳料納税と伊勢商工会議所の奉納証明書が入ります。	¥	②
感謝台木札(追加)	不要 / 要 (枚) × ¥2,500 □ 商品毎に作成 □ 追加作成(全奉納品記載分) ※今回ご奉納いただく全ての商品を記載した木札1枚は手数料に含まれます。その1枚以外で、各奉納品毎で、追加で木札が必要な場合はお申込みください。	¥	③
記録用DVD撮影	不要 / 要 (枚) × ¥65,000 ※ご希望の事業所様に拠点を当てる、奉納行事の一連の流れを撮影し、後日DVDとしてお渡しします。記録用としてご利用ください。	¥	④
外宮奉納証シール (高・中・小) 高:幅40mm 中:幅30mm	不要 / 要 (大) 枚 (小) 枚 × ¥5 (1巻1,000枚 ¥5,000 単位でお申込みください) ※外宮奉納証シールは伊勢商工会議所の許可なく、無断転写すること厳しく禁じます。 ※外宮奉納証シールは、外宮奉納品であれば外宮奉納市以外でも使用して頂けます。	¥	⑤
奉納市出店料 ※1ブース半日 (0.5時間×1.5時間)	不要 / 要 () ブース希望 出店料(2日間) ¥15,000 (2ブース以上は¥10,000ずつ追加) ※テント設置、販売台・椅子等のレンタル料、伊勢、事務手数料 などを含む	¥	⑥
電気使用	不要 / 要 (使用電力量10A未満…¥3,500、10A以上…¥11,000円) 例)10A未満…レジ、PC、スポットライト、小型冷蔵庫など 10A以上…電気ポット、ホットプレート、冷蔵庫、フライヤーなど	¥	⑦
営業許可申請料 伊勢保健管内の事業所は各自で申請をお願いします。	不要 / 要 ¥2,000(実費) ※奉納市で飲食物提供(現場で調理するもの)をご検討の場合、事前に伊勢保健管内の営業許可申請が必要となります。 ※管外の事業所様は、当所が代行して申請手続きを行います。	¥	⑧
費用総額: ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧			¥
<必ず2/28(金)迄 下記日欄にお振込みください。>			振込予定日
百五銀行 伊勢支店 普通 000012 伊勢商工会議所 外宮奉納事業			/

<手数料計算表の記入>

奉納市のみ参加される事業所様は、⑤以降をご記入ください。

<奉納市出店料>

奉納市への出店料は、2日で15,000円です。

<電気使用>

電気の使用に関して、こちらで不要か要かをご選択ください。使用ご希望の場合、電気配線工事負担代として10A未満は3,500円、10A以上は11,000円を徴収させていただきます。

100Vにて1000Wの電気製品使用で10A以上になりますので、使用される電気製品のワット数にご注意ください。

<営業許可申請料>

奉納市で飲食物を提供(現場調理)する場合、事前に伊勢保険所への許可申請が必要になります。遠方の事業所様はご利用ください。申込書を受取り次第、必要書類を郵送させていただきます。

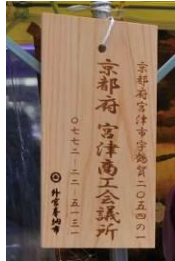
※伊勢保険所管内の事業所様は各自で申請をお願いします。申請費用は2,500円です。(実費証紙代)

【 費用一覧 】

外宮奉納市	出店料(2日間)	15,000 円	テント設営、販売台、椅子等のレンタル料、PR 費、事務手数料等を含む(必須) ※1 テント 1.5 間×3 間の半分 (2.7m×2.7m) が 1 ブース。 ※2 ブース目以降は 10,000 円ずつ追加。
	＜オプション＞		
	営業許可申請料 ※飲食物(現場調理)提供の場合	2,500 円 (実費証紙代)	事前に伊勢保健所への営業許可申請が必要となります。当所が代行して申請手続きを行いますので、詳細はお問合せください。 ※伊勢保健所管内の事業所は各自申請をお願いします。
	電気配線工事 負担代	3,500 円 又は 11,000 円	電気を使用する場合、ご負担ください。 10A 未満…3,500 円 例) ストライト、小型冷蔵庫等 10A 以上…11,000 円 例) 冷蔵ショーケース、湯沸かしポット等



▲外宮奉納市オリジナルテント



▲屋号看板

【 会場地図 】

＜電車でお越しの方＞

- 近鉄特急 京都 ----->伊勢市 2時間10分
- 近鉄特急 大阪・上本町 ----->伊勢市 1時間50分
- 近鉄特急 名古屋 ----->伊勢市 1時間30分
- JR 快速 名古屋 ----->伊勢市 1時間37分

＜伊勢市駅から＞

伊勢市駅南口出口から徒歩5分(600m)

＜お車でお越しの方＞

伊勢自動車道 伊勢西インターより5分



伊勢商工会議所 地域振興課 外宮奉納担当
担当：澤村・野村

TEL (0596) 25-5153 / FAX(0596)23-1151

URL : <http://www.ise-cci.or.jp/hounouichi/> mail : hounou@ise-cci.or.jp

「伊勢神宮外宮奉納市」への参加規約

「伊勢神宮外宮奉納市」への参加規約

(名称)

第1条 当所の主催する「外宮奉納」に、三年以内に参加した事業者（「伊勢神宮外宮奉納」への参加規約第13条に定められる事業者）のみが出店できる市を、「伊勢神宮外宮奉納市」という。
（以下「外宮奉納市」という）

(目的)

第2条 伊勢商工会議所が外宮前にて「外宮奉納市」を開催することで、志の高い奉納者と神宮の参詣者と伊勢市民とを繋ぎ、「真面目で正直なものづくり」を支持する人々のコミュニティを作ることで、外宮前の活性化に寄与する。

第3条 当規約は、上記の目的を達成するため、当所の事業である「外宮奉納市」への参加に際し、遵守すべき事項を定めるものである。

(運営母体)

第4条 「外宮奉納市」の企画運営は、その一切を当所に属する外宮奉納委員会に委ねる。（以下「委員会」という）

(外宮奉納市へのエントリーについて)

第5条 三年以内に外宮奉納した奉納事業者のみが、外宮奉納市に参加エントリーすることができる。

第6条 参加エントリーは、所定のエントリーシートに必要事項を記入し、提出しなければならない。

第7条 「外宮奉納市」への参加エントリーがあった場合、委員会は当該事業者の参加の可否について、確認・調整の上決定する。この場合、委員会は条件を付帯した上で参加を許可することができる。結果は委員会より、推薦団体及び当該事業所に通知される。通知される審査結果は、最終判定であり一切の異議申し立ては受け付けない。

(外宮奉納市)

第8条 外宮奉納市への参加にあたっては、「外宮奉納市参加要項」に記載される内容を遵守すること。

第9条 原則、推薦団体の代行販売以外、奉納事業者以外の外宮奉納市出店は認めない。（地域PRブース等を除く）

第10条 事前審査への申請書類の記載内容が事実と異なることが判明した場合、委員会は、当該事業者の「外宮奉納」への参加を取り消すことができる。

第11条 第7条に基づく参加許可決定後から「外宮奉納市」開催までの間に、参加事業者に、外宮奉納市出店者として相応しくない言動があった場合、委員会は、当該事業者の参加の許可を取消すことができる。この場合、出店に係る手数料その他費用の返還は行わない。

第12条 参加事業者が、事前審査への申請書類の記載内容と異なる行為を行ったことにより、第三者に損害が生じた場合には、当該参加事業者において誠実に対応し、賠償責任を果たさなければならない。この損害に関し、当所が第三者に賠償をした場合、当所は当該参加事業者に対し、その全額を求償することができる。

- 第13条 参加事業者は、「外宮奉納市」出店の準備・運営・撤収において、自己の責任により、提供する品物、備品、人員等の管理を行わなければならない。特に、ガス、オイル等引火性物質及びこれを利用した火器類の取り扱いについては細心の注意を払い、事前にその危険性、使用方法、取扱上の注意事項を出店に係るスタッフ全員に周知徹底しなければならない。参加事業者の上記管理に係る故意・過失により、第三者に損害が生じた場合には、当該参加事業者において誠実に対応し、賠償責任を果たさなければならない。この損害に関し、当所が第三者に賠償をした場合、当所は当該参加事業者に対し、その全額を求償することができる。
- 第14条 参加事業者の前条の管理に係る故意・過失により、会場施設その他当所の備品に損害が生じた場合には、参加事業者は、その補修費用を負担する。
- 第15条 参加事業者は、出品する品物の中に、「外宮奉納品」（外宮奉納を実施した品物をいう。）と、それ以外の品物が混在する場合には、必ず、「外宮奉納品」に「奉納証シール」を貼付して販売しなければならない。
- 第16条 出店に係るスタッフは、参加事業者が手配するものとする。参加事業者は、「外宮奉納市」出店のために雇用したアルバイトスタッフのみで、運営を行ってはならない。店舗には、やむを得ない場合を除き、アルバイト以外の参加事業者専属の従業員が一人以上常駐しなければならない。
- 第17条 その他禁止事項
- ① 事前に提出する販売予定リストにない品物の販売
 - ② 参加事業者に製造責任、販売責任がない品物の販売
 - ③ 社会通念上不適当、又は、法令に抵触する品物の販売、備品の使用及び行為
- 第18条 参加事業者が、当所の指示に従わず、又は、第8条から前条の規定に違反した場合には、当所は、当該参加事業者に対し、即時退場その他必要な措置をとることができる。この場合、出店に係る手数料その他費用の返還は行わない。
- 第19条 中止について
- ① 天候その他やむをえない事情により外宮奉納市を事前又は開催途中で中止することがあり、その判断は委員会が行う。この場合、出店に係る手数料その他費用の返還は行わない。
 - ② 当日の天候その他運営の都合により、開催時間が変更される場合がある。また、必要に応じ待機要請することがある。
 - ③ 外宮奉納市が中止となったことにより生じた損害について、当所は一切責任を負わないものとする。

（各地域PRイベントについて）

- 第20条 会場内において、地域のPR等のイベントを行う希望があれば、事前に主催者に企画書を提出すること。開催については委員会にて協議の上決定する。

（その他）

- 第21条 この規定で定めるものの他に必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

本規約は平成25年11月1日から実施する。

令和2年2月1日一部修正

令和5年7月24日一部修正

令和5年11月13日一部修正

